

す。

さらにまた、この根本的な解決策としては、多摩川に水をたくさん流すことだろうと思います。これも村野議員さんが先般指摘しておりましたとおりでございますが、五月二十日から九月二十日の間は、川崎市にあります三ヶ領用水路組合の水利権ということで毎秒二トンの水が流されておりますが、この際には鮎が遡上して普通の川の状態になっておるわけでございます。また一方、昭和四十五年には、多摩川の水質保全について多摩川上流におきましては二PPM以下にするようにというような閣議決定もなされております。これらを踏まえて、多摩川について市長はどのようにお考えになられているか。

また、東京都は多摩川上水の水利権を盾にとって多摩川に水を流しておりませんが、このために多くの汚染問題が出、秋川漁業組合からの提訴がなされる結果になったと思えますが、これについて東京都の責任についてはどう考えるのか。

また、多摩川に対して自然環境権というようなものは東京都に対して請求できないのかお伺いをいたしたいと思います。

次に、これはさらに東田議員から先般の一般質問で指摘をされておりますが、睦橋下流に土石が堆積し、それから河原には雑木の大きな林ができております。これは洪水の際に流水を防げ、しかもこれによって堤防が破壊をされるという危惧がなきにしもあらずでございます。もし、かつて昭和二十三年に起こったような洪水の問題が起きた場合には、南田園地域の市民の財産と生命を脅かしかねないと考えております。市長はこれについてどのようにお考えになられているのか、あるいはその対策はどうかお伺いを申し上げます。

以上、大変多岐にわたりました御質問を申し上げますが、市長の明快なる答弁と、関係部長からの答弁をお願いを申し上げます。第一回の質問を終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

上野議員さんの御質問に対してお答えいたします。

ます。

第一番の都市基盤の整備について、そのうちの第一点、福生駅周辺の開発についてでございます。

御質問はいろいろとございますので、答弁等でいろいろと漏れがございましたら担当の部長の方から答弁させていただきますので、よろしくひとつお願いしたいと思っております。

最初に、福生駅周辺の開発についてでございます。特に、西口周辺のまちづくりに向けての進捗状態と今後の見通しについてでございますが、市では五十七年十月以降報告書をもとに説明会を精力的に実施いたしました。また、地元関係者も再開発協議会が中心になってこれに御協力をいただいてまいりました。

そうした中で、一時は準備組合ができる状況さえ伺えたのであります。しかし、昨今の経済情勢等から、先々の不安が大きいというところと、あるいはこと財産にかかめる問題ですので、なかなか気持ちが一になり得ません。そこで、昨年の十一月から公共施設計画にテーマをし

ぼりまして議論をしていただくように投げかけましたが、なかなか進展を見ませんでした。先月行いました関係者との話し合いでは、かなりの議論が展開されたという報告を受けていますので、私はこの機運をぜひ醸成させていくようにしたいと思っております。

今後のことでございますが、周辺市における情勢はさまざまいいものがあります。西口商店街の商業上の地盤沈下現象は、ますます大きくなると思われれます。このことは、当市全般の商業振興上からも問題があると思っております。したがって、西口再開発は必要であるというのが私の変わらぬ見解でありまして、ある程度長い息での意識の高揚を図りつつ合意形成ができるよう努力をいたす所存でございます。

次に、東口周辺、とりわけ飲食街地域の開発についてでございます。昭和四十六年に約七十八ヘクタールにわたる区域のマスタープランを発表し、説明会を実施したとのことでございますが、その範囲に御指摘の区域も入ってしまして、結果は、権利関係等さまざまな問題があり、実施ができません。本年四月に完成いたしました区域にしばらくは入るを得なかつ

たようでございます。

それでは現在はいくつかということになりますが、できれば面的整備をすることが将来のために最良かと思ひます。しかし御案内のとおり、先ほどの西口周辺のこと、また熊川地区の開発を目指し調査に入つたところでございますので、まずはこれらの見通しをつけることに専念したいと思ひておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、東福生駅の無人化については、御指摘のように、去る十一月の十三日に国鉄を取り巻く厳しい経営環境等により駅業務の見直しを行い、利用客が最も少ない東福生駅を無人化するもので御協力を願ひたい。また、来年三月二十七日から実施したい旨の申し入れがございました。先ほどの全員協議会においても御協議されました反対の要望書を議長ともども提出し、できる限り努力をしてみたいと思ひます。

続きまして、福生駅の橋上化についてですが、お話のとおり、昭和五十一年度の実施いたしました自由通路と事を同一にするものでありまして、まさに懸案事項であります。私は、駅の橋上化は西口まちづくりの一環と

して考え、現在の駅前広場の拡充計画の中で実施いたすべく努力をしていく所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、次に駐車場についてであります。モータリゼーションの時代、その必要性は認めざるを得ない面がありますが、市が設置をすべき理由の定義づけが大変にむずかしいところであり、市の中心的商業地であります福生駅の西口周辺は、路上駐車が、バスの運行にも支障を来し、また歩行者への危険性を初めとして、道路交通上の問題があります。このことから、これら路上駐車との緩和策、交通安全確保という位置づけをいたしまして、西口への公共駐車場の整備が図られはと思ひております。

続きまして、幹線道路の整備についてお答えをいたします。特に福生駅西口の駅前通りであります。都市計画道路Ⅱ・ニ五号線と圏央道との関係でございますが、お説のとおり、私もどうしても整備が必要な道路であると考えています。これは第一に、冒頭で御指摘をいただきましたように、福生駅西口周辺の商業力の回復のためであり

ます。そして次に、四キロメートルほど離れた秋川市と日の出町の境界付近に予定されております圏央道へのサービス道路、一般的にはアクセス道路と呼ばれますが、そのために整備をすべき道路であると思っております。

圏央道に関連いたしましては、現在建設促進協議会があります。近々のうちに建設省、東京都並びに関係市町によります多摩地域交通網計画調査委員会の発足が予定されておりますので、この中で具体的に検討もなされることと思っておりますので、市のためになりますよう努力をしていきたいと思っております。

都市計画道路の工・三・一線のことにつきましては、部長より答弁をいたさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから御提案をいただきました基地内の道路等につきましては、が、ありがたく拝聴させていただいております。

次に、環境保全について。

緑地の保全についての御質問でございますが、緑豊かな都市づくり

のために緑地を保全することは大切なことであります。御承知のとおり熊牛緑地及び加美緑地につきましては、おかげをもちまして緑をそのまま残して整備をさせていただきましたが、維持管理につきましては、市直轄、直営管理のほかには作業の一部を、熊牛緑地は高齢者事業団に、加美緑地につきましては民間に委託して維持管理を行っておりますが、貴重な緑地であり、大切に保存していきたいと考えております。

緑地の現況と今後の対策であります。市内に残された緑地も市街化が進んでまいりまして年々減少の傾向にあります。残されている貴重な緑地は、日常生活を豊かで潤いのあるものとするために欠かすことのできないものであり、今後可能な限り保全してまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、原ヶ谷戸緑地につきましては、規模もかなり大きな緑地であり、再三お願いしてまいりましたが、関係地主さんの相続等の問題がございまして、ハム有地として買収することが現時点ではで

ぎませんが、地主さんの御理解をいただきましたので、来年度から民有地のまま借地として保全してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

他に残されている緑地といたしましては、熊川、武蔵野地区に大きな緑地がありますが、今後の対策といたしましては、公有地として買収し、公共緑地として管理、保全するか、あるいは民有地のまま一定の地域を都市計画上の緑地として指定し保全するか、十分調査し、検討してまいりたいと考えております。

また、下の川のかげの部分の緑地につきましては、面積も約二万平方メートルほどあり、ここは傾斜した樹林地になっておりますが、これにつきましても下の川の護岸対策の問題もありますので、今後あわせて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、多摩川及び河原の自然保護についてでございます。
都市下水路から排出される水質は、その後どのように改善されているかという御質問でございますが、現在排出されている水量の中で、汚濁

の主な原因は雑排水等の生活系排水であることが調査の結果から出ております。これの解決は、三市町で鋭意進めておりますハム共下水道の整備と水洗化の普及にかかっております。昭和五十八年度で三市町の当該排水区域での公共下水道の切りかえ状況は、約五七％となっております。当市におきましては、約九四％でございます。また、都市下水路組合での水質調査で、水の汚れの度合の指標は、BODでは年平均値五十七年度三二・六PPM、五十八年度は二二・四PPMとの結果であります。水質は浄化に向かっていることを示しております。したがって昭和五十七年度に組合議会で作成された水質改善計画書の目標達成年度としては、昭和六十四年に向かつて現在までの計画に沿って進捗が図られております。

以上のような状況でございますが、この水質浄化につきましては、組合議会でご市の議員さんから強い意見を申し述べていただいておりますので、三市町で認識を強く持ち、今後とも一層の努力をしてまいりたいと思っております。

次に、都市下水路バイパス計画についてでございますが、昭和四十八年に青梅市、羽村町、福生市の公共下水道計画が決定されたことに伴い、都市下水路も公共下水道の基準を用いることになりました。当然に流量の増加が見込まれることになりました。その対応いたしました。青梅市、羽村町地内の柵渠区間の改修と、羽村町地内に新しいバイパス排水路によって川崎付近に放流する計画が決定したものでございます。その後、現在まで計画の実施がなされなかったわけでありますが、最近の急速な市街化の進展により、羽村町区域で豪雨の際には都市下水路が溢水を起こしており、先般、組合議会に対して溢水対策を求める陳情が出されたものでございます。羽村町では早期に事業化のため、計画の検討を進めております。それによりまして、事業認可取得を昭和六十年十月とし、予定を立ててございまして、でき得れば六十一年着工との考えでございします。

バイパス計画につきましましては、以上が現状でございします。福生市といたしましては、下流に位置している立場でもあり、早急に事業着手

すべく、認識をもって協議を進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、この下水道計画は膨大な事業費になります。公共下水道と都市下水路の管理分界の問題、あるいは事業費の分担金等諸問題が多く生じるのではないかと思っておりますので、協議を進める上で組合議員さんと議会に御報告申し上げ、御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

秋川漁業組合からの訴訟問題については、担当の部長から御答弁をいたさせていただきます。

続きまして、多摩川の流量をふやす件であります。三月定例会におきましても申し上げたとおり、いまの時期、福生市内を流れる部分は非常に流量が少なく、したがって汚れが目立ちます。理由は、御指摘のとおりでありまして、私は昭和五十七年五月に都知事との対談を契機といたしまして、それ以後も改善するよう交渉してまいっております。具体的には、自然保護行政を担当しております都の環境保全局と取水権を持っています水道局の局長間折衝の実現、あるいは環境

庁の仲介依頼並に河川管理者であります建設省、京浜工事事務所の指導などについてであります。できれば早い時期に東京都の環境保全局に現地調査をしていただくよう働きかけをいたす所存でございます。

お話の水をきれいにするための自然環境権なるものであります。申しわけありませんが存じ上げておりません。ただ、多摩川に関しては、昭和四十五年に政府が閣議決定をいたしました生活環境の保全に関する環境基準があり、拝島を境にいたしまして上流青梅市の和田橋までがAⅤ型になっており、BODで2PPM以下、下流がCⅤ型で5PPM以下になるように定められております。しかし、羽村の取水せきで放流水ゼロでは、自浄作用が働かないわけでありますから、目標が達成できないのは当然であります。

都民の飲料水の重要性あるいは他県との関係等むずかしい問題もありますが、福生市内へ清流が来ないこともおっしゃるとおり問題です。御指摘の漁業組合の訴えはむしろ東京へと言われる点

一理あり、検討に値するものと思っておりますので、都市下水路組合に申し入れたいと存じます。

次に、南公園付近の河床への砂利堆積と河原の中央などに生えている樹木の件でございますが、本件も御指摘のとおりでありまして、憂慮しているところであります。

河床が上がっている件につきましては、建設省に対し昭和四十六年度から陳情してまいりました。最近では、三年ほど前から御心配をいただいている点が顕著でありますので、京浜工事事務所長にも現地視察をしていただく中で、化石調査、あるいは特別鳥類保護地区との関係について検討を加えていると伺っていますが、早急によりよい結論が出されるよう要望していく所存でございます。

また、河原の中の樹木の件ですが、確かに矛盾のある点でもあり、先ほども申し上げたとおり、洪水時における心配の点です。河道整備を要望する中で訴え続けてきているところでございます。治水が優先されるべきですが、本件も自然保護団体との関係があったり

最近では、建設省自身も河川環境の保全について取り組んでいます。関係上、思うように進展しない状況であります。

いずれにいたしましても、御説ごもっともでございますので、本件も要望を続けてまいります所存でございます。

以上で私からの答弁は終わらせていただきますが、なお、補足は部長から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○建設部長（木村 進君）

御指名をいただきましたので、自席からお許しをいただきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、駅周辺の開発の関係でございますが、特にその中で、都市計画道路、あるいはすでに決められております駅周辺の都市計画の道路、それからあと、環境保全の関係で、漁業組合からの訴訟の関係が抜けていたと思いますので、それらについて御答弁させていただきます。

まず、市内の都市計画道路でございますが、これにつきまして、現在の達成状況について簡単に御答弁申し上げますと、都市計画道路については、昭和三十六年の十月に計画決定をしまして、その時点で

十四本の路線が決定をされております。その後、田園地域の開発に伴いまして、四十四年の四月に一路線追加されて、現在では十五路線が都市計画路線として市内の道路で決められております。

それで、都市計画路線の幅員としましては、I・三・一の二十五メートルの通りを含めまして、あと十五メートルのものとの間に十五路線が計画されているわけでございます。延長としましては、二十二キロにわたっており、そのうち、大体都市基盤整備が終わっているところが中心でございます。十一キロにわたります。整備が終わります。整備の達成率は、大体五割というふうな状況になっております。

それから、多摩地域の都市計画道路の現況について若干触れてみますと、現在五百四十九路線について計画がされております。総延長としては千二百九十五キロ、そのうち四百十三キロにわたって一応完成を見ている。そういう状況でございます。現在の完成率は、多摩地域の平均では三二％と非常に低い数字で推移しているわけでございます。いずれにいたしましても、この都市計画道路につきましては、御指摘を

いただきましたように、都市計画法上の制限がございまして、その路線下にある土地については、地階を設けることができないとか、あるいは三階以上の建物については建てられないとか、あるいは高級建築物については建てることができないと、そういったふうな制限が加えられているわけでございます。指定をされましたから二十数年たっておりまして、その間、大変関係権利者の方々には御迷惑をかけているわけでございます。

しかし、この路線につきましては、一福生市だけにとどまらずに、一応多摩全域にわたる路線網でございまして、一つの市がこの計画路線について廃止をすると、あるいは変更すると、そういうふうなことはいま時点ではなかなかむずかしいわけでございます。こうした路線の整備については、これからできるだけ努力して整備をさせてもらうと、そんなふうな形で御理解をいただきたいと思っております。

それから、特に指定をされましたⅡ・二・二号线、これはいわゆる柳通りの延長でございまして、井上米屋さんまでの通りでございまして、それからⅡ・二・四号线、この路線は熊野橋から一六号に通ずる道路でござい

ますが、この路線に対する考え方でございしますが、いずれも御指摘がありましたように、膨大な経費を伴う事業でございまして、そういったことから市の方としてはできるだけ、熊野橋から栄通りまで整備してもらったと、そういうふうな経過がございしますので、いま東京都の方にお願ひしてございまして、その路線と申しますのは、熊野橋から井上米屋さん、井上米屋さんからいまⅡ・二・四に出まして、Ⅱ・二・四から富士見通りを通って一六号に抜ける、そういうルートで一応何回か陳情もしてございまして、

そういうことで、今後もでき得ればその中で一応整備を進められれば、とそうふうに考えております。

次に、環境保全の関係の秋川漁業組合からの訴訟の関係でございしますが、本件につきましましては、ことしの八月十六日から十七日にかけて、鮎その他雑魚を含めまして、福生の河川におきましてへい死したと、そういうふうな時期がございまして、このときに秋川漁業組合の方から都市下水路組合に對しまして、二回にわたって内容証明つきの文書がまいっております。一回目の内容証明の中では、このへい死の原因が都

市下水路のはけ口から出される汚水にあると、そういうふうなことから、この損害を補えということと、それから、早急にそれに対する対策をしろと、そういうふうなことが一回目の文書の中で要望されまして、その後十月に入りまして、もっと具体的に、今回の鮎あるいは雑魚のへい死に伴う損害賠償、それから、ずっと以前にさかのぼります損害賠償、そういうものを含めまして三千三百二十数万円でございすけれども、これの損害賠償を求める文書が、これも内容証明つきで出されております。それと同時に、東京地裁の八王子支部に対してこの補償を請求する訴えが出されました。

これを受けて都市下水路組合としては、十月の下旬に二回ほど正副管理者会議、あるいは組合議会の全員協議会等を開きまして対策を練ったわけでございす。と申しますのは、このへい死がされた事件に前後いたしましたして、多摩環境保全事務所で一応これの原因について調査をお願いしたわけでございす。調査の結果としては、この原因については全く明らかにされない、そういうふうな事実がございまして、

そういう検査の結果を踏まえまして、都市下水路組合としては、このへい死の原因が必ずしも都市下水路から排出される汚水ではないと、そういう判断のもとに、この訴訟については応訴するとそういうふうなことで現在代理人を立てまして法廷におきましてこの問題に対する処理が進んでおると、そういう状況でございす。

以上、大変雑駁でございす。答弁にかえさせていただきます。

○市民部長(古谷正夫君) 自席からお許しをいただきまして、樹林地の

現況と保全対策についてという御指摘でございすけれども、樹林地全体でございすけれども、福生市内に総面積をいたしまして二十二万二千八百十二平方メートルございす。筆数としては三百四十三筆ございすけれども、この中で一般山林と介在山林というふうに分けてございす。この中で一般山林につきましては、十六万五千八百十八平方メートルでございす。これには国有地だとかいろいろな基地に係るもの等も含まれておるわけでございす。このうち評価地積でございす。百三十一筆の三万八千七百三十平方メートル